

岩手県立大学アクションプラン

平成15年11月12日

岩手県立大学

はじめに

本学は、平成10年の建学以来、人間尊重、実学実践教育・研究、地域貢献等の基本的な方向のもとに、様々な先進的取り組みを行ってきた。さらに大学を取り巻く環境の変化や地域のあらたな期待に対応して持続的に大学を改革していくため、将来構想委員会を開学時から設置している。21世紀に入り経済社会は大きな変動期を迎え、学部完成年次を過ぎ、大学院もほぼ整備されたこの時点において、今後の「県立大学の果たすべき役割と、改革の方向及びその具体的方策」を明らかにするために、県立大学アクションプラン（以下「アクションプラン」という。）の策定に着手することが本年4月28日の将来構想委員会において承認された。将来構想委員会の下にプラン策定委員会（以下「策定委員会」という）と、教育研究部会、地域貢献部会、評価部会及び組織運営部会の4つの専門部会を設置し、全学的な視点でその検討を進めてきた。

5月12日の策定委員会・専門部会合同会議の後、各部会は、限られた時間の中で6回ないし7回にわたり精力的に議論を行うとともに、その内容は学内ホームページを通じて全教職員に公開して意見・提言を求めてきた。また、3回にわたり「学長と教員の懇談会」を開催するなど広く教職員の参画を求めながら、6月末までに各部会は審議経過の報告を取りまとめた。この4部会の報告には、本学の今後のあり方について、多くの改善策、検討事項が挙げられている。

策定委員会では、これを検討の途中経過として7月23日に将来構想委員会に報告するとともに、正副委員長及び部会長等による小委員会も含め計7回の会議を開催し、今後本学が重点的に取り組むべき事項を「中間報告」としてとりまとめた。この「中間報告」を9月17日の将来構想委員会に提出し、その論議を踏まえ、さらに策定委員会及び委員会と学長との懇談会を経て再調整し、10月8日の将来構想委員会です承され、全学に提示し意見を求めた。また学識経験者で構成される県立大学参与会に諮問、学生、県民にもホームページで公開して意見を求めた。策定委員会はこの過程で出された意見等をもとに再度修正を行い、11月5日の将来構想委員会に最終案として報告、了承され、同12日評議会で決定した。

本アクションプランは、策定委員会が学内外の意見を取り入れながら各部会での集約的な論議をもとに取りまとめたものであり、これらの議論の中から「Ⅱ 県立大学の目指す姿」を描くとともに、特に重点的に取り組むべき事項を「Ⅲ 重点実施項目」としたものである。

このⅢに掲げた項目に限らず、各部会の論議や学内からの意見には今後の大学の改革にとって取り組むべき多くの課題が指摘された。これらは末尾に資料「各部会意見の項目整理」として添付するとともに、その詳細な内容を「アクションプラン4部会報告」として学内ホームページに掲載している。したがって各部局等はこのアクションプランの「重点実施項目」に限らず、「各部会意見の項目整理」に上げられた内容についても可能な限り実行が望まれるものである。

目 次

はじめに

I	アクションプランの策定について	1
1	アクションプラン策定の背景	1
2	アクションプランの性格	2
II	県立大学の目指す姿	4
	アクションプランの構成	7
III	取り組むべき「重点実施項目」	
1	重点実施項目	9
i.	人間性を涵養する教育の実践	9
ii.	実証的実践的な教育研究の推進	11
iii.	地域貢献の推進	12
iv.	評価システムの確立	14
v.	自律した大学運営の確立	15
2	重点評価指標	17

おわりに

資料1 各部会意見の項目整理

資料2 アクションプラン用語解説

I アクションプランの策定について

1 アクションプラン策定の背景

県立大学は、岩手県の歴史や風土、伝統のうえに、21 世紀の新たな時代を開く高度な教育研究拠点として、県民の大きな期待のもと平成 10 年 4 月に開学した。その活動は『「自然」「科学」「人間」が調和した新たな時代の創造を願い、人間性豊かな社会の形成に寄与する、深い知性と豊かな感性を備え、高度な専門性を身に付けた自律的な人間を育成する大学』を目指し、人間尊重、学際性、実学実践、地域貢献、国際性を基本的方向として取り組んできた。また大学開設に当たっては教育・研究や大学運営における様々な先進的取組みを取り入れ、地域に根ざした大学としての実績を積み重ねながらその充実に努めてきた。

また、節目の開学 4 年目には、それまでの経過を振り返るため全学的な点検及び評価を行い、「岩手県立大学自己点検・評価報告書」を発刊した。この自己点検・評価において、建学の理念の実践に多くの成果が確認されるとともに、なお一層取り組むべき課題が指摘された。既にそれらの課題については各部局等で継続的に改善に取り組んでいる。しかし、以下に示すように、大学を取り巻く環境は急激に変化してきており、県立大学が一層積極的役割を果たしていくため、建学の理念に基づき今後の達成目標を具体化してその実現に取り組む、県民と地域の期待に応えていかなければならない。

このような経過の中で、大学の構成員たる教職員自身が、今までの 5 年間の経験を踏まえ、将来に向けた大学の展開について広く議論を重ねた。本学の目指す姿を再確認するとともに、それを実現するための取組みをとりまとめ、アクションプランを策定したものである。

○ 社会経済状況の変化

情報通信技術の革新や経済の国際化、交通手段の発達等に伴い、あらゆる面でグローバル化が急速に進んでいる。このような変化の中で、社会はますます複雑化し将来予測が困難な時代になっていく。こうした時代において、大学はこれまで以上にその知的活動により社会をリードしてその発展を支えていくことが期待されている。また、社会の高度化、複雑化の進展に伴い、多くの職業分野において高度な専門的知識・能力を身に付けた高等教育修了者への人材需要が一層高まってきている。

県立大学としても、その研究機能を通じて地域課題の解決に貢献するとともに、高校からの進学者への高度な専門教育はもちろんのこと、社会人教育を含めた多様なニーズに対応する人材養成に取り組んでいくことが必要である。

○ 少子化の進行、規制緩和と大学間競争の激化

我が国の 18 歳人口は平成 4 年度の 205 万人を境に減少に転じ、平成 20 年度には 124

万人（平成 4 年度に比べ約 4 割減少）となる見込みである。高等教育機関への進学率は上昇してはいるが、近い将来、志願者が全員入学できるいわゆる「全入時代」が確実に到来すると予測されており、今後、大学の生き残りを賭けた激しい競争の時代となっていく。

また、昭和 62 年の大学審議会（文部省）の創設以来、大学等における教育研究の高度化、個性化及び組織運営の活性化に向けた改革、規制緩和が進められ、平成 10 年には大学審議会答申「21 世紀の大学像と今後の改革方策について―競争的環境の中で個性が輝く大学―」においても一層の推進が求められ、様々な取組みが進められてきた。さらにこの方向は、文部科学省が昨年 6 月に発表した「大学（国立大学）の構造改革の方針」に基づき、①国立大学の再編・統合、②民間的発想の経営手法を導入した国立大学法人への 16 年 4 月からの移行、③大学に第三者評価による競争原理を導入した「21 世紀 COE プログラム」「特色ある大学教育支援プログラム」等着々と進められている。公立大学も 16 年 4 月からは地方独立行政法人による設置及び管理が可能となった。

こうした大学を取り巻く環境の中、県立大学としても、その特色を明確にした大学づくりを進めていかなければならない。

○ 行財政構造改革の推進

岩手県は、危機的な財政状況を立て直すため、今般、「岩手県行財政構造改革プログラム」を策定した。その実施に当たっては、①安心して暮らせる地域社会づくり、②官と民、県と市町村との適切な役割分担と官民協働化の推進③安定した行財政基盤の構築と質の高い行政サービスの提供 を目指して取り組むこととしている。このプログラムに基づく行財政構造改革については、県立大学も真摯に受け止め対応していかなければならない。

そのため、活動の成果及び目標の達成状況について評価を行い、結果を公表して県民に対する説明責任を果たすとともに、大学運営の活性化に向けた業務や仕組みの見直しを進める必要がある。

2 アクションプランの性格

前述のとおり、大学を取り巻く環境は急速に変化している。18 歳人口の減少と大学進学率の高水準への移行により、大学の大衆化と淘汰が予測される。この現象は現在も既に進行しており、今後ますます加速することとなる。近い将来、大学院を中心とした少数の研究重視の大学と、大多数の教育専念の大学に二極化するとされている。さらに、既に一部に見られる定員割れは、今後少なからぬ大学に広がることが予想される。

こうした状況の中、岩手県立大学が将来とも大学として建学以来の理念と存在意義を自他ともに認められ、確固として存立しつづけるためには、環境変化が進行するこの数年

間の大学改革実行計画が極めて重要であると考えている。

アクションプランは、はじめに 21 世紀の本学の目指す姿を確認し、それを実現する教育・研究のあり方を示した。その上でこの教育・研究のあり方を実現するための重点実施項目を設定した。

本プランでは今後 3 年以内に実行すべき重要な項目を定めて速やかに改革に着手のうえ、概ね 5 年を目標にその結果を評価、修正するとともに、内容によってはその成果を糧に 10 年を目途に順次実現することを目標とする。したがって、アクションプランの内容は、大学改革に必要な全ての項目を網羅するものではなく、優先的に取り組むべきものを選択し、そこに集中して取り組むものである。

このアクションプランは、大学運営の基本方針として全学が一体となって取り組むことを原則とし、また、その具体的な実施においては学部の性格の相違等を考慮し、より実効性のあるものにしなければならない。

Ⅱ 県立大学の目指す姿

実学実践の拠点から 21 世紀をリードする人材養成

～ 全ての基盤としての人間教育 ～

少子化の進展、国立大学法人化、文部科学省の競争政策、等々で今後の数年間に大学間の競争が激化することは確実である。前述したように 10 年後の日本の大学は二極化されることが予想される。このような中で、岩手県立大学はどのような方向を目指すべきか。

研究重視型、教育専念型を越えた、

実学実践の教育・研究を通して地域に貢献する第三の道

現在、一部の大規模総合大学や大学院大学に見られる研究重視型への指向と、多くの大学が向かう学生教育専念型への指向の二つの流れがある。しかしながらそのどちらも、地域の高等教育への進学需要への対応と地域社会の諸課題への対応を、その設立の必要性に置いた本学の基本的なあり方に添うとはいえない。

県立大学の設置の趣旨・必要性および建学の理念を踏まえながら、21 世紀にさらに発展してゆくために目指す方向を考えると、本学はこの二者択一ではなく、実学実践の教育・研究を通して地域に貢献する第三の道を進む。「実学実践」と「地域貢献」は、岩手県土と県民を背景とした県立大学の本旨であり、現場での究極的な探求の中に真理があり、人間社会への応用と貢献に科学の使命があるという学問本来の姿が示されている。これらの達成のためには大学としての研究機能の充実是不可欠であり、4 学部の大学院研究科の充実が一層求められるところである。研究機能の充実はその成果による地域への貢献はもとより、学生教育に高い水準でフィードバックされる。すなわち、県立大学の教育の特徴は、実践的研究と組み合わされた高度専門教育を行う点にある。

したがって県立大学の目指す道は、実学実践の教育・研究を通して地域の将来を支えリードする人材を養成するとともに、地域社会に貢献するという建学以来の方向を一層推し進め、より具体化していくことにある。

志に火をつける実学実践の教育による人間的成長

実学実践の教育・研究を通じた地域への貢献の基盤は、なによりも人間尊重の精神を涵養する場である学生教育に置かれる。教育が単なる技術の習得に偏ったとき、そこには限界とともに多くの問題が生じる。本学は建学以来、人間性を培う教養教育の重視や、特色ある 4 学部 2 短大の総合大学として広い視野を持つ多様な学びの場を提供し、学生の人間

的成長を重視してきた。

しかしながら本学の人間教育の特徴はこれに留まらず、特に基本姿勢の実学実践という教育の場を通した人間的成長にあるといえる。この人間的成長は、現実社会へのまなざしとそれとの対峙の中から培われてくるものである。各学部の専門教育はそれぞれ現実の実践課題を取り上げている。それは現場の課題をテーマとする実験であり、実習であり、調査であり、各種の計画立案であり、フィールドワークであり、さまざまな形の演習でもある。講義においても多様な現実の問題や地域の課題が取り上げられる。学生はこのような現実の中に自分を直面させることにより、日常社会の複雑で困難な状況や、自らの足らざることに気づくとともに、あらたな可能性を発見し、自己の限界と現実課題を克服しようとする志や使命の覚醒に向かう。志に火のついた学生はもはや主体的、自律的に学ぶ徒として、創造的な人間として成長していく。

本学は、学生の自発性を促す教員と学生、学生間、さらには学外の人々との多様な出会いと交流の場を積極的に提供する。本学の恵まれた少人数教育はこれを保証し、学生の自主性を尊重した情報機器施設や研究室利用、さらには多様な現実問題や地域課題の研究・教育への学生の参加はこの芽を育むこととなる。

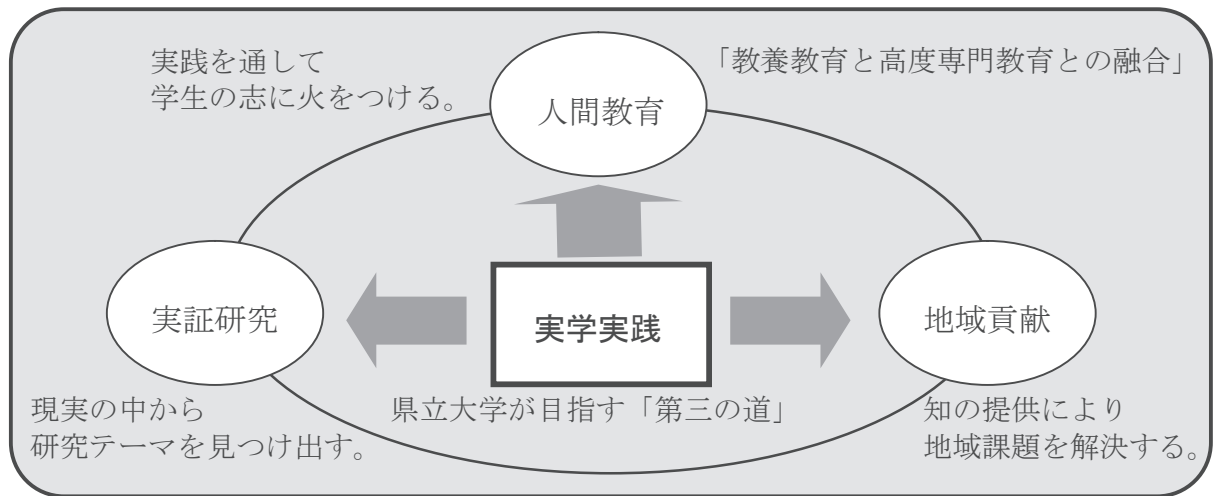
「実学実践」を中核とした「人間教育」・「実証研究」・「地域貢献」

以上述べたように本学の基本的方向である実学実践は地域貢献に当然結びつけられるものであるが、その現実課題の実証的研究は深い真理探究や基礎研究を導くとともに、そこに関わる研究と教育の過程は同時に人間性の涵養を促すものである。本学は、このように「実学実践」を中核として「人間教育」「実証研究」「地域貢献」を一体化した形で進展し、21世紀をリードする人材の養成と知の創造を目指すものである。

アクションプランの構成

県立大学の目指す姿

「実学実践の拠点から 21 世紀をリードする人材養成」
～ 全ての基盤としての人間教育 ～



取り組むべき重点実施項目

1. 重点実施項目

i 人間性を涵養する教育の実践

- (1) 少人数教育の充実
- (2) 教養教育の一層の充実
- (3) 専門教育を通じた人間教育
- (4) 地域社会活動への学生参加の促進
- (5) 高大連携の推進と入試制度の改革

ii 実証的実践的な教育研究の推進

- (1) 教育・研究での実学の重視
- (2) 学部間連携と学外との研究交流
- (3) 研究支援体制の充実
- (4) 自立的研究活動の推進

iii 地域貢献の推進

- (1) 産学官の連携
- (2) 社会人等の教育
- (3) 推進組織・施設の設置

iv 評価システムの確立

- (1) 目標評価と透明性の確保
- (2) 教育と研究の評価

v 自律した大学運営の確立

- (1) 学長のリーダーシップの確保
- (2) 機能分担と業務の効率化
- (3) 大学運営に関する内外の意見の反映
- (4) 教員人事の活性化等

2. 重点評価指標

教育活動の取り組み実績
研究・地域貢献活動の取り組み実績
大学運営活動の取り組み実績

今後の取り組み

実施のための詳細計画策定
実施組織の設置
評価組織の設置

Ⅲ 取り組むべき「重点実施項目」

前記の「県立大学の目指す姿」を実現するため、アクションプランは早急に取り組むべき重点実施項目を設定した。重点実施項目には、「i 人間性を涵養する教育の実践」、「ii 実証的実践的教育研究の推進」、「iii 地域貢献の推進」の3分野の取り組みをあげ、さらにその実効性を確保するために「iv 評価システムの確立」、「v 自律した大学運営の確立」を取り上げ、さらに、その実施状況を評価するために重点評価指標を設けた。

1. 重点実施項目

人間教育に根差した人材育成と実学実践による研究成果により、積極的に地域社会に貢献するという本学の目指す姿を実現するために、ここでは全学が共通して重点的に取り組むテーマに絞り込んでいる。限られた資源と時間の中では、これらの項目にさらに優先順位をつける必要がある。このことは、アクションプラン実施段階での全学的な対応及び部局等における個別課題への対応の中で検討されるものと考えている。

i 人間性を涵養する教育の実践

現場実習や問題解決型演習を通して、21 世紀型リーダーとして生きる「志」と「専門性」を獲得させる。

(1) 少人数教育の充実

③ 共通認識の醸成

本学が目指す人間教育について、教職員全員が共通認識を持ち、その実現に向けて一致して取り組んでゆく。そのため、日常的に、学部を越えて教員が交流する多様な場を設ける。

③ 演習・実習重視と個別指導による教育の充実

1 年次から演習・実習形式の授業を設定し、少人数によるクラス分けや担任制により教員の指導責任を明確にする。また、学生が教員に個別の質問や相談をできるように日常的にオフィスアワーを開設し、これに合わせて教員のスケジュールあるいは所在の明示を行う。このほか、TA(Teaching Assistant)制度の拡充等により個別指導の充実を図り、また、教育カウンセラー設置についても検討する。

③ 修学目標の設定と指導

入学時から学生の修学目標等を個別に設定し、達成度、満足度について継続的に確認するなどの修学指導方法を充実する。また就学継続が困難な状態にある学生に関しては、その個別的事情に対応した適切な指導を行う。

③ 1年次からの研究室配属などによる総合的な教育指導

学生と教員、他学年を含む学生間の教育研究を通じた総合的な交流を可能とする研究室配属などの施策を1年次から実施する。

(2) 教養教育の一層の充実

③ 各年次に対応した教養教育の充実

1年次に留まらず2年次以降においても必修教養科目を設定するなど、高年次においても必要な教養教育の充実に努め、1年次から4年次までのモデル履習コースを設定する。また、これに合わせて科目の新設・再編を行う。

③ 異分野の科目修得による総合的視野の育成

分野が異なる他学部等の教員が提供する科目を積極的に受講させ、総合的視野を育成する。

③ 教養教育実施体制の見直し

現行の全学共通教育に関する諸組織制度及び教養教育担当のあり方を見直すとともに、学外資源（非常勤講師・放送大学等）の有効利用を推進する。

(3) 専門教育を通じた人間教育

③ 教育と研究の連携と実践研究への学生参加

学部と大学院のカリキュラムの関連性をより一層高め、学部教育と研究指導の連携を強化する。指導の過程では、地域における諸課題の解決を志向した研究テーマの設定、地域や産官との連携プロジェクトへの学生参加などを積極的に行う。

③ 実践課題解決型のカリキュラム構成・指導方法の開発

実践課題解決型のカリキュラム構成や指導方法の開発を行う。卒業研究の成果の公開、実習教育のフィードバック等地域と教育の様々な連携を通し、地域ニーズに対応した学生指導テーマの発掘を図る。

(4) 地域社会活動への学生参加の促進

学生が多様な社会活動への参加を通して、地域社会への関わりを促進する。また、地域社会の要請に応えようとする個々の学生の意思を活かすことができるように、組織化などの体制づくりを行う。各種ボランティア活動やインターンシップを積極的に推進し、単位の制度化等を図る。

(5) 高大連携の推進と入試制度の改革

③ アドミッション・ポリシーの明確化と入試制度の整備改編

大学が目指す人間教育と実学実践を軸とした教育課程における教育目標を明確に示し、それに連動した入試制度を整備する。それによって意欲と専門特性に対応した資質ある学生の確保に努め、さらに、入試区分に対応した学生の学修状況を調査・分析し、区分の設定、入試期日あるいは試験会場等入試制度全般について継続的に見直しを行う。

③ 高大連携の強化と大学情報の積極的提供

出前授業、補完講義、教職員の交流等の高大連携事業を積極的に進める。大学説明会、オープンキャンパス、進学説明会等の機会を活用して、大学の目指す教育とその特色について、受験希望者、高等学校・中学校等に積極的に情報提供する。

ii 実証的実践的な教育・研究の推進

県立大学が「知の創造・交流拠点」としての役割を果たすため、実学実践に基づく実証的な専門教育と研究の高度化を図る。

(1) 教育・研究での実学の重視

③ 実学的研究テーマへの取り組み

学生が実習や調査等の体験を通し、問題意識の醸成、ニーズの発掘、地域貢献の方法の発見ができる場を提供し、学生自身が研究テーマを見出す指導を行う。

③ 企業・行政・団体等の学外講師の活用

民間企業、行政機関及び各種団体などから講師の派遣を受け、教育・研究指導に積極的に活用する。

③ 高度専門職教育、資格教育の提供

各種専門職の高度化に対応した各種資格教育を提供し、高度専門職教育を充実させる。

(2) 学部間連携と学外との研究交流

③ 学部間連携による総合的研究の実施

学内の多様な専門分野の研究者が連携して、「環境、ひと、情報」に関わる現代社会の緊急課題に学際的・複合的に取り組む。その成果は地域社会に積極的に還元するとともに、身近な課題に対しては、大学をフィールドに学生も参加して具体化を図る。

③ 学外研究者との交流や共同研究による先進的研究の推進

民間企業や行政機関との研究会、他大学との共同研究を推進し、実学的・先進的研究に取り組む。知的財産をデータベース化し、技術移転支援組織との連携により研究成果の起業化を図る。また、学会（国内・国際）を企画、開催して、内外の研究者との交流を深める。

(3) 研究支援体制の充実

メディアセンターが提供する学術情報機能の充実や RA(Research Assistant)制度の導入など研究支援体制の充実に努める。

(4) 自立的研究活動の推進

研究成果を広く外部に提供し、他の研究者と競い、競争的外部資金を活用した自立的な研究活動を推進する。

iii 地域貢献の推進

県立大学が、社会的ニーズを把握しながら産業界や地域・県民との連携をより主体的・積極的に進めるとともに、社会人に対する専門職業教育や公開講座等について「県民リフレッシュ教育センター（仮称）」を活用しながら充実を図る。

(1) 産学官の連携

③ 社会のニーズの把握

大学の教育・研究活動の成果を地域へ効果的に還元していくため、地方自治体、企

業あるいは地域社会との積極的な交流、異業種交流会や研究会の定期的な開催など、常に社会的なニーズの把握に努める。

③ 共同研究の推進

県・市町村と連携しながら、地域が抱える諸課題に対し将来に向けた政策提言を行う学際的研究プロジェクトに取り組む。また、地域連携研究センターが作成しているパンフレット(知的資産ガイド)等を活用するなど、大学の研究内容が持つ潜在的な応用力を発見・開発するとともに、学内の研究内容(Seeds)と社会的な要望(Needs)とのマッチングを図り、研究生の受け入れや共同研究や受託研究を積極的に推進する。

(2) 社会人等の教育

③ 社会人の受け入れ

社会人の再教育やキャリアアップのため、社会人特別選抜によりその受け入れを積極的に行う。大学院においては、昼夜開講・土曜開講の実施、職業人の再教育のため既存の研修機関と連携した教育プログラムの構築のほか、卒業生の専門性の維持向上を図る再教育に努める。

③ 生涯学習の機会提供

県民の学習意欲がますます高まりニーズも多様化してきており、こうした需要に応えるため大学の知的資産を活用し、県や市町村等とも連携しながら、公開講座を企画開催する。

(3) 推進組織・施設の設置

③ 地域貢献推進組織の設置

県民に開かれた大学として、また、地域貢献の活動をより効果的にするために、地域の自治体、企業または県民等が大学に相談をする際の窓口となり、あるいは大学の人的資産を有効に活用するなど総合調整を行う地域貢献推進組織を設置する。

③ 県民リフレッシュ教育センター（仮称）の活用

遠隔授業あるいはテレビ会議の技術も導入して、社会人等の教育のほか、社会的問題に関して学部特性に応じた相談・カウンセリング活動を行うため、現在県が整備を進めている盛岡駅西口複合施設に開設される県民リフレッシュ教育センター（仮称）を活用する。

iv 評価システムの確立

県立大学が教育、研究及び地域貢献の取り組みを確実に推進するため目標評価システムを導入し、その結果を公表し、透明性の高い大学運営を目指すとともに、教員の業績評価、FD活動や研究費の重点配分による活性化を図る。

(1) 目標評価と透明性の確保

③ 目標評価システムの導入

このプランに掲げる重点実施項目の達成状況を客観的に評価するため、教育、研究、地域貢献とそれらを支援する組織運営についての基準・方法・体制を整備して自己評価を行っていく。評価を進めるにあたっては、評価方法の数値化・可視化に努めるとともに、成果に対する外部関係機関の評価も取り入れるなど、客観性、公平性、透明性が確保されたものとする。

さらに、この自己評価に基づき、認証評価機関による客観的な第三者評価を実施し、その結果を公表して県民への説明責任を果たしながら、課題の解決につなげていく循環的なシステムを構築する。

③ 教員の業績評価

各教員の業績について、それぞれが果たすべき教育、研究、地域貢献及び大学運営における役割と目標を明確にし、その成果について評価を行う。その実施にあたっては、従来の研究重視に偏らず、教育、地域貢献及び運営における達成度も含め各教員の役割に応じて評価する。また、業績の数値化のみならず説明による自己評価も取り入れた評価方法を確立する。

さらに、評価の結果は予算等資源の配分、昇任あるいはサバティカル・リープの運用等の処遇に反映させるほか、評価制度の定着にあわせて任期制の導入を検討する。

(2) 教育と研究の評価

③ 教育評価とFD活動

教育面における評価の一環として、学生による授業評価を今年度から本格実施しているが、今後、集計結果や各教員の対応を公開するなど、これをさらに発展させていくとともに、各教員に任されていた教育内容や教育方法について、その向上への組織的取り組みを進める。そのため、研修会の実施のほか、授業について教員間の相互評価を行うなど教育の質の向上を図る。

また、教育目標に対してカリキュラムが妥当であるか、あるいは、シラバスが適切に記載されているかについても、定期的に評価を行い、継続的な改善を行う。

③ 評価に基づく研究費の配分

県から交付される研究費は、県立大学の設置目的にかんがみ、研究成果が地域に貢献・還元できるものを中心に、教育の改善に資する研究や基礎研究も含め、公平な評価により効果的に配分する。

v 自律した大学運営の確立

県立大学が戦略的・弾力的な大学運営を実現するため、学長を中心とした全学的な運営体制を構築するとともに、機能分担と連携による業務の効率化と新たな課題への対応を進める。

(1) 学長のリーダーシップの確保

③ 組織の再構築

県立大学は、大学改革への先行的な取り組みとして部局長を構成員とする部局長会議を設置し、学長のリーダーシップのもと迅速な意思決定に努めてきた。その役割と責任に基づく意思決定機能をより効果的に発揮するため、部局長会議と各種全学委員会等既存組織の役割と構成員の見直しを行うとともに、業務の横断的な調整機能を整備する。

③ 学長補佐体制の充実

学長のビジョンに沿って広範な業務を適切、迅速かつ効率的に行うため、分野ごとに副学長あるいは学長補佐を配置する。さらに、それぞれのもとに担当業務組織を設け、企画立案を行う学長補佐体制を整備する。その人選においては、管理運営能力を重視するとともに、学長補佐会議(仮称)を設置し相互の意思疎通を円滑にする。当面は、学長指名で教職員によるプロジェクトチームを編成してその機能を担い、重要課題に対応していく。

(2) 機能分担と業務の効率化

③ 執行機関と審議機関

教育研究あるいはこれに関する運営の重要事項について基本方針を審議する審議機関と、その意見を取り入れながら最終的に自らの判断と責任で運営を行う執行機関の、機能分担と連携協力により、組織的意思決定を迅速化する仕組みづくりを進める。

③ 評価及び広報を担う組織の設置

第三者評価の実施の義務化、質の向上を目指した目標評価システムの導入など、今後の大学運営において評価の重要性がますます高まることに伴い、既存の評価実施組織に加えデータの収集管理及び分析を行う組織を設置する。また、大学運営に関する情報を広く県民に公開するとともに、大学をPRするなど積極的に広報活動を行う組織を設置する。

(3) 大学運営に関する内外の意見の反映

大学運営を効率的に行うとともにその実効性を高めるため、学生を対象にすでに実施している提案制度など、構成員の意見を大学運営に積極的に取り入れる。さらに、参与会等の既存制度を活用するほか県民からの要望の窓口を設置するなど、大学の外部の意見を反映させる方策を検討する。

(4) 教員人事の活性化等

③ 教員人事の活性化

教員の採用は、公募により、教育、研究、地域貢献等の実績に対する客観的な評価の基準を定めて全学的見地で行う。昇任についても、公開された基準と業績評価に基づき、客観性・透明性・公平性を確保した選考により活性化を図る。

また、評価に基づく任期制や年俸制の導入、トップマネジメントによる全学的な人的資源配分等についても検討する。

③ 全学業務への専任体制

入試等特定の業務については、その特殊性を考慮して一定期間専門にその業務に従事することにより、精度を向上させ内容の見直し等の改善を確実に進めるとともに、業務効率の向上に伴う教員全体の負担軽減を図るよう業務体制の見直しを行う。

2. 重点評価指標

前記「重点実施項目」の実施状況を評価するため、下記のような評価指標を設ける。その結果を県立大学の取り組み実績として分かりやすく学内外に広く公表し、学生や地域の理解を得るとともに、組織的な活動目標や組織再編としての指針とする。

(1)教育活動の取り組み実績

- ③ 学部教育実績（担当科目、受講学生数）
- ③ 学部卒業指導実績（卒業生数、卒論各題目、資格獲得数、インターン／ボランティア実績）
- ③ 大学院教育実績（担当科目、受講生数）
- ③ 大学院指導実績（前期・後期院生指導数、修了論文各題目）
- ③ 社会人大学院受け入れ実績（受け入れ先、受け入れ数）
- ③ 中等教育機関との連携実績（担当科目、担当件数）
- ③ F D取り組み実績（開発内容、開発件数）
- ③ 学生・院生の国内学会・国際学会での発表件数
- ③ 論文誌掲載件数（指導学生・院生）
- ③ 卒業生の外部評価値（卒業生受け入れ機関に対するアンケート結果）
- ③ オフィスアワーの開講時間数、指導時間数、指導内容

(2)研究・地域貢献活動の取り組み実績

- ③ 地域共同研究への参加件数
- ③ 共同研究の成果公表件数
- ③ 競争的資金の獲得・活用実績（獲得金額、成果件数）
- ③ 学会・研究会開催数
- ③ 論文誌掲載件数、図書出版件数、特許出願件数、学会発表件数
- ③ 自治体等の委員引き受け件数
- ③ 地域共同研究への参加件数（指導学生・院生）
- ③ 共同研究の成果公表件数（指導学生・院生）

(3)大学運営活動の取り組み実績

- ③ 運営業務の負担率
- ③ 部局長担当業務内容と担当時間比率
- ③ 委員会担当業務内容と担当時間比率
- ③ その他運営業務内容と担当時間比率

おわりにーアクションプランの実施に向けてー

1. 組織運営の形態に関する検討

今回のアクションプラン策定の論議の中で、本学の今後のあり方について、多くの改善策、検討事項が挙げられた。県立大学が現下の大学を取り巻く状況に対応して、新たな展望を切り開くためには、今回提起された改善策を出来る限り速やかに実行していく必要がある。

しかし、現行の公立大学制度や、県との関係、また県の財政の見通しを考えると、これらの改善策を現実化していくためには、一方で大学の現状そのものに相当な改変が必要となるのみならず、制度、組織等で提起された項目はこのような現状の制度を前提にした改善では対応できないものも少なくない。そうしたことから、このアクションプランを実現していくため、その実施のためのより詳細な検討の中で県立大学の運営の新たな制度（公立大学独立法人）についても検討するとともに、アクションプランで提起した諸項目のうち、現状で実現性のあるものは各部局等で速やかに実行するものとする。

2. アクションプランの実施とその評価に関する組織の設置

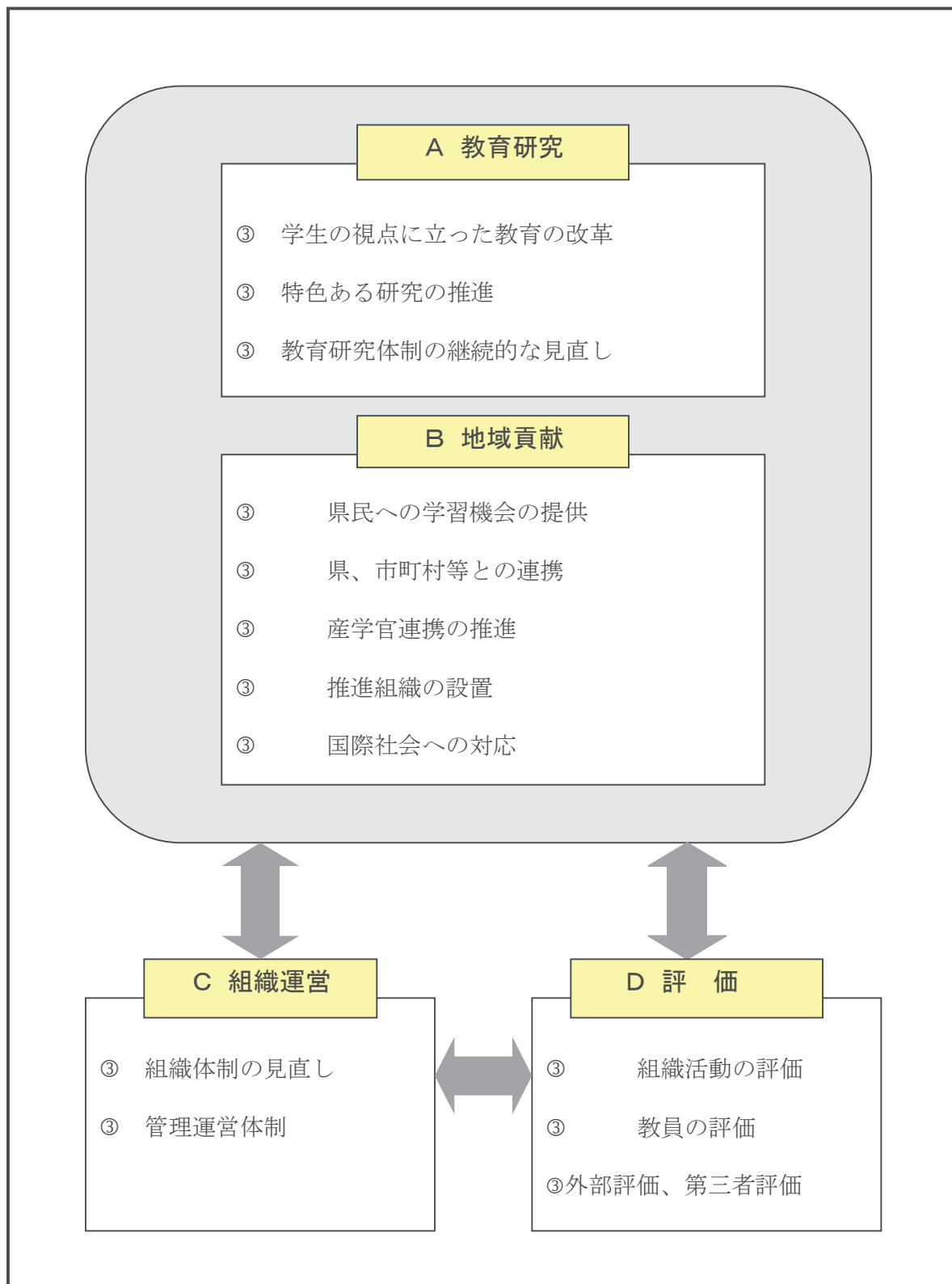
このアクションプランは、プラン策定委員会及び各部会での議論の積上げから、将来構想委員会、各部局の論議を経て正式に「県立大学アクションプラン」として決定した。今後、その実施のためのより詳細な検討と、実施状況の評価が必要であり、早急に実施と評価の組織を設置してこれに取り組むものである。

なお、実施を担保し、その過程を確認するためには、評価部会等で検討された方式を導入することが望まれるとともに、評価の指標としては、前述した「重点評価指標」を基本としてより精査していく必要がある。

3. 残された課題

アクションプランは、早急に取り組むべき項目を挙げたものであり、その他にも資料「各部会意見の項目整理」にある多くの課題が残されている。したがって各部局は「重点実施項目」に限らず、各部会意見の内容についても可能な限り実行が望まれるものである。また、例えば短期大学部の将来構想、各学部の組織的連携又は再編成などの重要課題は、今後将来構想委員会等での議論や方向付けの経過の中で改めて検討していく。

(概念図)



A 教育研究

県立大学はどのような教育・研究を目指しているのか

項目区分	早急に実現すべき事項	順次実施、拡充すべき事項
1 学生の視点に立った教育の改革 1) 学生の教育	○ 教養教育の充実（卒業時の効果を見通した計画・評価方法の検討、社会人マナー教室・対人スキル指導、語学教育の教育方法の見直し） ○ 現行編入制度に関する短大・四大合同会議の開催（相互連携推進、2年次編入等） ○ 明確な成績基準の設定と公開 ○ 退学勧告制度の導入 ○ 学生の表彰制度（優秀な学生に対する奨学金制度など）の創設 ○ 履修科目登録の上限設定 ○ 卒業研究成果の内部・外部評価体制の整備 ○ 教育内容の充実（取得資格の増） ○ 編入制度の充実 ◆ 編入を念頭に置いたカリキュラム検討 ◆ 四大と短大部の単位互換性などの導入 ○ 卒業生（特に栄養士）を対象としたリカレント教育の充実	○ 飛び級、早期卒業制度の導入 ○ PBL（Problem-based Learning）の導入検討
2) 大学院の教育研究	○ 専門職大学院の設置検討 ○ 学際的領域を重視した特色ある教育研究の推進（研究科における副専攻制度）	
3) 学生の支援	○ 教養教育の充実（学生との対話、学生の学修活動支援） ○ 教育カウンセリングシステムの見直し全学合同会議の開催 ○ 進路アドバイザーの設置 ○ 各研究科の特性に応じた就職支援の実施	○ 奨学金制度の充実 ○ 学生相談・健康管理 ○ キャリアプランニング（就職支援、転職支援、起業支援） ○ 奨学金支援 ○ 課外活動支援

項目区分	早急に実現すべき事項	順次実施、拡充すべき事項
4) 卒業教育		○ 卒業教育の実施
2 特色ある研究の推進	○ 学際的領域を重視した特色ある教育研究の推進（財団助成における学際領域枠の設定） ○ 各研究科の有機的連携（限定されたテーマによる研究所の設置、外部及び学内からの時限的専任教員の配置） ○ 研究交付金配分方法の見直し ○ 任期制、客員教授制度の導入検討 ○ 競争的資金獲得のための支援体制の整備（支援機関紹介、申請方法研修会、学内審査会、全学研究倫理委員会など） ○ 財団研究助成における国際共同研究枠の創設	○ 外部資金の積極的な獲得 ○ 教育研究面における評価に基づく予算配分
3 教育研究体制の見直し		
1) 組織の見直し	○ 地域貢献のための受託研究受入れ窓口の整備 ○ 各専門委員会の縦割りの是正及びカリキュラムの評価がカリキュラムの改訂や入試制度の改善につながる組織体制づくり	○ 教養教育の充実（言語文化教育研究センター、国際社会人教育センターの機能充実） ○ 社会人学習・研究センターの設置
2) 教育研究環境の整備	○ 図書館専門職スタッフの配置 ○ 全学研究倫理委員会の設置 ○ 運営の効率化による若手研究者の研究時間の確保	○ 大学構内及び周辺地域の安全性の確保 ○ サバティカル制度による研究専念時間の確保 ○ 学内・学外共同研究プロジェクトの活性化（資金および大学運営、人事評価面での制度的支援）
3) 教育の質の向上	○ F Dに関する教員支援体制の整備 ○ 教員同士の授業レビューの導入 ○ サバティカル制度、在外研究制度の整備 ○ F Dの継続的・定期的実施、評価（学生の授業評価、ピア・レビュー、業績）と資源配分が連動するシステム整備 ○ 外部研修や他大学共同によるF Dの実施	

項目区分	早急に実現すべき事項	順次実施、拡充すべき事項
	○ 教育の質に関する管理プロセスの確立 ○ 学部教育目標とカリキュラムの妥当性の定期的検討 ○ シラバスの定期的評価 ○ 単位認定・卒業認定基準の定期的見直し ○ 卒業時到達目標の公開 ○ オムニバス方式の科目における授業内容・評価に関する責任者の明確化 ○ 授業時間の柔軟化 ○ 学部教育の質を維持するための先修要件の設定、補講教育、補習教育の実施	○ 教育指導方法に関する研修の導入 ○ サバティカル制度の導入

B 地域貢献

県立大学は地域に、県民にどのような貢献をしようとするのか

項目区分	早急に実現すべき事項	順次実施、拡充すべき事項
1 県民への学習機会の提供 1) 中学生、高校生への対応		○ 高校と大学の連携（推薦入学者に関する情報の共有、ゼロ年次教育の実施）
2) 社会人教育への対応	○ 専門職大学院の設置検討 ○ 社会人への高度専門教育 ○ 高齢者などへの生涯学習教育	○ 社会人学習・研究センターの設置 ○ 遠隔教育による遠隔地域専門職への学習機会の提供 ○ 県民リフレッシュ教育センター（H18開設予定）の活用
2 県、市町村等との連携		○ 地域の専門家との連携強化 ○ 県や市町村との緊密な連携を通じた効果的な地域貢献の実現
3 産学官連携の推進	○ 企業・研究機関、自治体等との連携による共同（受託）研究と大学発ベンチャーの育成	
4 推進組織の設置	○ 地域貢献のための受託研究受入れ窓口の整備【再掲】 ○ 地域貢献に直結する学内附属施設（機関）の設置と専任職員 の配置	○ 地域連携研究センターを有効活用するための学内組織の設置 ○ 学生起業支援のための組織の設置 ○ 社会人学習・教育センターの設置（国際社会人教育センターの発展的解消）
5 国際社会への対応	○ 国際交流担当専門スタッフの配置	○ 財団研究助成における国際共同研究枠の創設【再掲】 ○ 国際交流協定締結の拡充 ○ 留学生会館等の留学生のための宿泊施設の設置

C 管理運営体制

県立大学の教育、研究活動を促進するための大学組織はどのようなものとなるのか

項目区分	早急に実現すべき事項	順次実施、拡充すべき事項
1 組織体制の見直し 1) 教育研究	○ 短大教育の位置と役割に関する基礎資料(市町村, 企業アンケート等)の作成 ○ 短大部将来構想検討組織の設置	○ 言語文化教育研究センター、国際社会人教育センターの存在意義の明確化 ○ 短大部将来構想計画の実施
2 管理運営体制 1) 学長等の選考方法		○ 学長候補者の管理、運営能力等経営能力の重視 ○ 「学長候補者推薦委員会(仮称)」の設置、学長公募制の検討と委員会による選考校込み ○ 副学長、学部長、研究科長の人選における学長のリーダーシップ強化 ○ 「学部長・研究科長候補者推薦委員会(仮称)」の設置と学長の意向の反映 ○ 学長、学部長、研究科長が不適任とされた場合に解任を可能とする手続き
3) 責任ある大学運営	○ 部局長会議と評議会での審議事項の整理と位置付けの明確化 ○ 各種委員会および幹事会の整理 ○ 教授会での審議事項、審議方法の見直し(代議員会の設置および権限委譲) ○ 参与会の活性化	○ 学長のリーダーシップに基づく大学運営体制 ○ 学長補佐体制の充実(各種担当学長補佐又は複数副学長制) ◆ 学長補佐会議(仮称)の設置(部局長会議の発展解消) ◆ 学長補佐・副学長選考における管理・運営能力の重視 ◆ 学長のビジョンに沿った業務の実施 ○ 学長補佐会議、評議会、教授会等の権限の明確化と実質的審査組織への変革 ○ 各種委員会への権限委譲(委任) ○ 「理事会(仮称)」設置による外部意見の反映(参与会の強化)

項目区分	早急に実現すべき事項	順次実施、拡充すべき事項
3) 学部および研究科の運営	○ 学部長の役割と権限 ○ 学部の運営体制 ○ 教授会の運営の基本 ○ 教授会の審議事項、審議方法の見直し（権限委譲） ○ 研究科運営に関する研究科の権限の明確化	○ 会議の生産性・効率性確保のための教員に対する組織運営に関するトレーニングの実施
4) 事務局組織		○ 外部研究資金の獲得などに関し支援を行う組織の設置 ○ 大学マネジメントの専門家庭教育の実施 ○ 事務局機能の整理と再構築 ◆ 教学組織と事務局組織の機能分担、責任の明確化と協働関係の再構築 ◆ 業務のスクラップ・アンド・ビルド ◆ 大学経営の戦略面での企画、補佐機能を担う組織の設置 ○ 大学業務に精通した人材の確保 ◆ レファレンス担当のライブラリアンの配置 ◆ 専門性の高い職員の確保・育成 ◆ 事務処理の効率化・外部委託の推進
5) 人事		○ 人事の柔軟性の確保 ○ 教員の業務の整理 ◆ 教育、研究、大学運営の役割分担 ◆ 評価システムの整備 ○ 教員選考 ◆ 教育能力や実践能力の重視 ◆ 客観性・透明性の高い選考の仕組みの導入 ◆ 教員採用の多様化 ◆ 戦略的大学経営の見地からのトップマネジメントによる人的資源配分に関する基本方針の決定と各学部等による具体的人事の運営 ◆ 教育研究の活性化を目的とした教員任期制の導入（外部評価も含めた適切な評価制度の導入を前提とする）

項目区分	早急に実現すべき事項	順次実施、拡充すべき事項
6) 財務	○ 学部共通経費に準じた全学経費(国際交流、研究者招へい等)の制度化	○ 寄附講座などの導入検討 ○ 外部資金の積極的な獲得【再掲】 ○ 年度会計の改善 ○ 大学運営費の内訳見直し(個人研究費、学部共通経費、全学共通経費、各施設運営費)

D 目標設定と評価

県立大学の教育、研究、組織運営をどのように評価し、諸活動を支援していくか

項目区分	早急に実現すべき事項	順次実施、拡充すべき事項
1 組織活動の評価 1) 教育研究	○ 各学部におけるアドミッション・ポリシー（学生受入れ方針）の明確化 ○ 教育の質に関する管理プロセスの確立【再掲】 ○ 学部教育目標とカリキュラムの妥当性の定期的検討【再掲】 ○ シラバスの定期的評価【再掲】 ○ オムニバス方式の科目における授業内容・評価に関する責任者の明確化【再掲】 ○ 「ワーキング・ミッション・ステートメント」の策定による目指すべき教育目標・教育理念の明確化	○ カリキュラム評価と連携した入試制度の見直し
2) 地域貢献	○ 地域貢献の理念・方向の明確化と、個々の活動を総合化する目標・計画の設定 ○ 教職員の取り組みに対する学内の評価	○ 大学全体としての戦略的（組織的かつ継続的）な取り組み ○ 大学が行う地域貢献に対する第三者の評価 ○ 設置者及び地域住民の視点からの評価
3) 管理運営		○ 学長が提示したビジョンに基づいた大学運営の成果について任命権者による評価の実施
2 教員の評価	○ 教育業績の適正な評価と評価結果の人事への反映 ○ 産学連携実績に関する評価方法の確立 ○ 研究評価と同等以上の教育評価 ○ 教育における業績評価と資源配分の連動 ○ F Dの継続的・定期的実施、評価（学生の授業評価、ピア・レビュー、業績）と資源配分が連動するシステム整備【再掲】 ○ 学内・学外共同研究プロジェクトの活性化（資金および大学運営、人事評価面での制度的支援） ○ 教育、研究、大学運営の役割分担 ○ 評価システムの整備	○ 評価システムの整備 ○ 評価者の資質とトレーニング ◆ 公平な人格を有する物を選 ◆ 評価方法についての徹底したトレーニング

項目区分	早急に実現すべき事項	順次実施、拡充すべき事項
ア) 組織目標と評価基準の設定に関わる分析 イ) 評価方針と評価体制の設定と周知 ウ) 評価方法と評価項目の設定	■ 四大各学部、研究科、短大部所属教員の昇格・採用実態の検証 ① 昇格・採用に関わる基準 ② 根拠を示すデータ ■ 四大各学部、研究科、短大部におけるこれまでの組織目標と実行経緯の検証 ■ 四大各学部、研究科、短大部所属教員の活動実績 ① 教育実績 ② 研究実績 ③ 地域貢献実績 ④ 組織運営実績 ■ アクションプランの評価 ■ 目標値（実行計画）と評価方針の設定 ① 全学的共通目標と評価方針 ② 四大各学部、研究科、短大部の組織目標と評価方針 ③ 教職員個人目標 ■ 評価組織の形成 ① 全学的評価組織 ② 学部内評価組織 ③ 学外者評価組織 ■ 組織目標と評価方針の学内公表 ■ 評価項目と評価方法の設定 ① 四大各学部、研究科、短大部各教員の教育活動 ◆ 学生が身に付けた学力や資質・能力からの達成度 ◆ 教育編成、授業・研究指導からの達成度 ◆ 指導方法、成績評価方法等の教育方法からの達成度 ② 四大各学部、研究科、短大部各教員の研究活動 ◆ 教育活動に貢献する具体的な研究の達成度	

項目区分	早急に実現すべき事項	順次実施、拡充すべき事項
	◆ 地域貢献活動に貢献する具体的な研究の達成度 ◆ 社会に貢献する具体的な研究の達成度 ③ 四大各学部、研究科、短大部各教職員の地域貢献活動 ◆ 社会に貢献する具体的な地域貢献の達成度 ◆ 教育活動に貢献する具体的な地域貢献の達成度 ◆ 研究活動に貢献する具体的な地域貢献の達成度 ④ 四大各学部、研究科、短大部各教職員の教育・研究・地域貢献への支援活動 ◆ 教育活動への支援達成度 ◆ 研究活動への支援達成度 ◆ 地域貢献活動への支援達成度 ■ 全学、四大各学部、研究科、短大部の重点評価項目の設定 ■ 教員の昇格・採用基準の設定 ① 数値化、可視化（規定・文書） ② 学部、研究科内の周知 ■ 四大各学部、研究科、短大部の組織的評価、教職員評価の実施 ■ 四大各学部、研究科、短大部教員の昇格・採用基準の適用 ■ 非常勤講師の評価(科目、適性) ■ 全学的評価の実施 ■ 外部評価の実行計画作成 ① 評価者、評価組織の選定 ② 評価項目の設定 ③ 評価結果の活用方法 ■ 外部評価の実施 ① 学生が身に付けた学力や資質・能力からの組織的、個人的達成度評価 ◆ 看護学部・同研究科：医療機関	
工) 評価の実施		
才) 外部評価の導入		

項目区分	早急に実現すべき事項	順次実施、拡充すべき事項
力) 評価結果と改善結果の分析・蓄積・公表	◆ 社会福祉学部・同研究科：福祉施設、医療機関 ◆ ソフトウェア情報学部・同研究科：企業、JABEE ◆ 総合政策学部・同研究科：自治体、企業 ◆ 短期大学部：企業 ◆ 各部・研究科共通：学位授与機構 ② 社会に貢献する具体的な研究の組織的、個人的達成度評価 ◆ 共同研究組織(企業、自治体、福祉施設、医療機関) ◆ 関係組織(学会、研究所、学位授与機構) ③ 社会に貢献する具体的な地域貢献の組織的、個人的達成度評価 ◆ 取り組みテーマの関係地域全般(自治体、団体、企業) ◆ 取り組みテーマの受益者、関係者(自治体、団体、企業) ■ 外部評価結果の活用 ■ 計画の評価 ① 理念に基づく活動目標の妥当性 ② 目標に対する達成基準の妥当性 ③ 達成方法、評価方法の妥当性 ④ 活動目標、達成基準の妥当性 ■ 実施の評価 ① 目標達成への取り組み達成度 ② 継続的な改善活動の達成度 ③ 達成度を示す Evidence ④ 根拠となる定量データ ■ 結果の評価 ① 計画と結果との差異実績 ② 取り組みの実績(プロセス、体制、負荷) ③ 評価結果による改善課題の抽出内容 ④ 活動目標、達成基準、達成方法、評価方法の見直し結果	

項目区分	早急に実現すべき事項	順次実施、拡充すべき事項
キ) 予算配分と人事考課への適用	■ 教員の昇格・採用基準の適用 ■ 研究費などの予算配分基準の設定 ■ 評価結果に基づく予算配分の決定	■ 非常勤講師の任用・契約 ■ 組織の再編と管理職の人選
ク) 第三者評価の申請、実施	■ 大学評価・学位授与機構 ■ 大学基準協会 ■ 各学部に関わる認定機構(例：JABEE（日本技術者教育認定機構）等)	
ケ) 評価システムの構築	■ 目標の達成度評価と改善活動へのフィードバック機能 ■ 改善結果の達成度評価 ■ 組織的改善活動のシステム機能評価	
コ) 中長期課題に応じた評価システムの改善		■ 教育研究面からの中長期課題 ■ 地域貢献面からの中長期課題 ■ 組織運用面からの中長期課題

アクションプラン用語解説

- P2 国立大学法人**：国立大学を設置することを目的として国立大学法人法の定めるところにより設置される法人のこと。
- P2 21 世紀 COE プログラム**：平成 14 年度から文部科学省が実施している、「世界的研究教育拠点の形成のための重点的支援」事業のこと。国際競争力のある世界最高水準の大学づくりを目指し、主として、研究上のポテンシャルの高い大学の大学院博士課程の専攻等に対し重点的支援を行うもので、14 年度は 50 大学 113 件、15 年度は 56 大学 133 件が選定されている。COE（センター・オブ・エクセレンス）とは、卓越した研究拠点の意味で用いられている。
- P2 特色ある大学教育支援プログラム**：平成 15 年度に文部科学省が実施した事業で「教育 COE」とも呼ばれる。大学教育の改善に資する様々の取組のうち、特色ある優れたものを選定し、選定された事例を広く社会に情報提供するもので、関連した事業には財政支援も行われる。15 年度は 80 件（1 大学 1 件）が選定され、5 年間継続の予定である。
- P10 オフィスアワー**：学生が気軽に講義や学習についての質問や自らの進路などに関する相談のため、予約なしに研究室に教員を訪問することのできるように、研究室等を開放する一定の時間帯
- P10 TA（Teaching Assistant）制度**：学部教育における実験・演習などへの補助者の導入による教育環境の充実や、大学院生へ教育実践の機会を提供するとともに経済的支援に資するため、優秀な大学院生を教育補助者として活用する制度
- P11 インターンシップ**：学生が自らの専攻や将来の職業に関連した就業体験を行う制度。大学と企業が提携を結んで実施され、県立大学においても、15 年度 63 名の学生がこの終業体験をおこなった。
- P11 アドミッション・ポリシー**：入学者受け入れ方針
- P12 RA（Research Assistant）制度**：教員の研究環境の充実や若手研究者の養成、大学院生の経済的援助に資するため、優秀な大学院生を研究補助者として活用する制度
- P14 認証評価機関**：文部科学大臣の認証を受けた評価機関。改正学校教育法により、大学は、その水準の維持向上のため、①全学的な教育研究等の状況、②専門職大学院の教育研究活動の状況について、認証評価機関による評価（以下「認証評価」という）を定期的に

受けることが義務付けられた。認証評価機関は、大学の求めに応じ、認証評価を行い、その結果を当該大学に通知するとともに、公表し、文部科学大臣に報告する。また、評価機関の認証は、申請により、評価の基準や方法、体制等、公正かつ適確に認証評価を行い得る一定の要件に適合しているとき行われる。

P14 サバティカル・リーブ：(Sabbatical Leave) 給料の全額を受け取りながら、おおむね半年間、「健康、休養、研究のため」休暇がとれる制度である。給料の半額で、1年間の休暇がとれるサバティカル・イヤー (Sabbatical Year) とともに、アメリカの大学において普及している制度であり、大学の教員が、異なる機関・環境において教育研究活動を行うなどのために活用されている。ここでは、「研究に専念するため講義や学内運営業務を一定期間免除」することを想定している。

P14 FD活動：ファカルティ・ディベロップメント (FD : Faculty Development) 活動。教員が、より質の高い育を提供できるように、教育内容や教授能力を改善・向上させるための組織的な取組みの総称。その内容としては、教育内容・技術や学生の学習評価についての研究会の開催や、教員相互の授業参観の実施、新任教員に対する研修会の開催などがある。

P14 シラバス：教師がコースの初めに学生に配布する授業計画。内容として、各回の授業のテーマや、そのために予習しておくべきことがら、課題、評価の方法と基準などを盛り込みます。